第４号様式（第６条関係）

第　　　　号

　　　　年　　月　　日

地域活動支援センター事業利用取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国頭村長　　　　　　　　　　　印

　国頭村地域活動支援センター事業実施要綱第６条の規定により、下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 |  |
| 居住地 |  | 電話番号 |  |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 利 用 に 係 る児 童　氏 名 |  |
| 続　柄 |  |
| 取消年月日 |  |
| 取消理由 |  |

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に国頭村長に対し異議申立をすることができます。なお、異議申立をした場合には、国頭村長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

　　　　また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に国頭村を被告として（訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　異議申立があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　 (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。